

信託法改正要綱試案に関する意見募集の結果について

標記の要綱試案につき、平成17年7月26日から同年8月31日まで意見募集を行ったところ、86件の意見（団体からの意見が61件、個人からの意見が25件）が寄せられました。提出された意見については、法制審議会信託法部会における審議の参考資料として使用します。

総則関係

第1 信託の意義について

提案1・3 賛成意見が大多数を占めた。

提案2 賛成意見が大多数を占めたが、要物契約説を採用した上で、委託者と受託者による信託の効力発生時期に関する差異の定めを許容すべきである等の反対意見も3件みられた。

第2 脱法信託及び訴訟信託について

提案1 賛成意見が大多数を占めた。

提案2 賛成意見が11件、反対意見（「正当な理由」がある場合を例外要件として明記すべきであるとの見解や、訴訟信託の禁止の規定を削除すべきであるとの見解等）が10件とほぼ同数であった。

第3 詐害信託について

提案を支持する意見が大多数を占めたが、現行法の規律を基本的に維持すべきであり、ただ受益者が信託事務に関する債務を負担した場合や、受益権を有償で取得した場合には、その時点で善意であれば保護するといった規定にすべきとの反対意見も1件みられた。

第4 受託者不適格者について

賛成意見が大多数を占めたが、破産者は一定期間受託者となり得ないとすべきであるとの反対意見も1件みられた。

第5 受託者による受益権の全部の継続保有の禁止について

賛成意見が大多数を占めたが、期間の明確化を図るべきであるとの意見もみられた。

第6 信託の公示について

賛成意見が大多数であったが、現行法第16条との関係でも、同31条との関係でも、信託の公示を要件とすべきではないとする反対意見が1件みられた。

第7 裁判所の監督について

現行法第41条第1項の規定を削除するとする提案を支持する意見が多数であったが、現行法を維持すべきであるとする反対意見も2件みられた。

信託財産関係

第8 信託財産の範囲について

賛成意見が大多数を占めた。

第9 信託財産の付合等について

賛成意見が大多数を占めた。

第10 信託財産と固有財産等との識別不能について

提案1・2 賛成意見が大多数を占めたが、「その当時における価格の割合に応じて識別不能となった各財産を共有するものとして取り扱う」とする提案に関し、時点についてその処理が硬直的であるとの反対意見等も2件示された。

提案3 賛成意見が大多数を占めたが、法律上の推定規定を設けることは妥当ではなく、実体法上の説明責任の法理に従い判断されるべきであるとの反対意見等も4件示された。

第11 受託者の相続財産からの分離について

現行法第15条の規定を削除するとする提案を支持する意見が多数であったが、現行法を維持すべきであるとする反対意見も1件みられた。

第12 信託財産に対する強制執行等について

賛成意見が大多数を占めた。

第13 受託者の倒産の場合における信託と倒産手続との関係について

賛成意見が大多数を占めたが、提案1(2)及び提案2(2)について、受益者は、確認訴訟を本案訴訟として、信託財産について有する権利関係に基づいて、破産管財人が行う信託財産の処分の差止めを行うことが可能であるから、保全処分の被保全権利として、実体法上にない差止請求権を認める必要はないとの反対意見も4件みられた。また、破産管財人等の双方未履行双務契約の解除権を明文で否定すべきとの意見が8件みられた。

第14 相殺に関する規定の取扱いについて

賛成意見が大多数を占めた。なお、注記においてなお検討するものとしていた件については、いずれも、支持する見解が11件に対して支持しない見解が6件であった。

第15 信託財産に係る混同について
賛成意見が大多数を占めた。

第16 委託者の占有の瑕疵の承継について

現行法第13条の規定（委託者の占有の瑕疵の承継）は、削除するものとする【甲案】を支持する意見が5件、現行法第13条の規定の趣旨を維持し、受託者は信託財産の占有につき委託者の占有の瑕疵を承継するものとする【乙案】を支持する意見が9件であった。

受託者関係

第17 信託事務遂行義務について

賛成意見が多数を占めたが、「信託の本旨に従い」という文言を「信託行為の定めに従い」と改めるべきとするなどの反対意見が2件みられた。

第18 善管注意義務について

提案に賛成する意見が大多数を占めたが、受託者の善管注意義務を任意規定としていることにつき、受益者保護の観点から、善管注意義務の免除までは許容されないことを明確にすべき等の意見も示された。

第19 忠実義務等について

提案1 提案を支持する意見が多数を占めたが、忠実義務は強行規定とすべきであるとの反対意見も1件みられた。

提案2 賛成意見8件に対して、「受益者の利益を犠牲にして第三者の利益を図る目的」という主観的な要件ではなく、客観的な基準を設けるべきである等の一部反対意見も8件示された。

提案3・5 賛成意見が多数を占めたが、一般的な忠実義務の規定があれば十分である等の反対意見も2件みられた。

提案4 利益取得行為の禁止について、「信託財産を利用して不当な利益を取得する行為」及び「信託事務の処理に当たって不当な利益を取得する行為」をしてはならないとする【甲案】を支持する意見が11件、特段の規定は設けないものとする【丙案】を支持する見解が14件あり、「信託財産を利用して不当な利益を取得する行為」をしてはならないとする【乙案】を単独で支持する意見はみられなかった。

第20 忠実義務違反等の効果について

提案1 賛成意見が多数を占めたが、信託財産間の取引は無効とするべきではない等の反対意見も5件みられた。

提案2・3 賛成意見が多数を占めた。

提案4 いわゆる利益吐き出し責任について、受託者が第19に違反することにより得た利益の額は、信託財産が被った損失の額と推定するものとする【甲案】を支

持する意見と、受託者が第19に違反する行為をしたときは、受益者又は他の受託者は、受託者に対し、その行為によって得た利益を信託財産に返還することを請求することができるものとする【乙案】を支持する意見とが、各9件の同数であったが、その他に、利益吐き出し責任の定めを置くこと自体に反対するとの意見が6件みられた。

第2-1 分別管理義務について

提案を支持する意見が大多数を占めたが、信託行為の定めにより分別管理義務を一切免除することは、信託の本質に反し許されない等の反対意見も4件みられた。

第2-2 信託事務の処理の委託について

提案1 提案を支持する意見が多数であったが、自己執行義務の原則を明記すべきであるとの意見も3件みられた。

提案2 受託者は、選任及び監督について過失がなければ、その責任を免れるとする【甲案】を支持する意見が18件、信託事務の処理を委託された者に故意又は過失がなければ、その責任を免れるとする【乙案】を支持する意見が9件であった。

提案3 提案を支持する意見が多数であったが、提案2において乙案が採用される限りにおいて賛成するとの意見が3件みられた。

第2-3 帳簿作成義務等について

提案1・2 賛成意見が多数を占めた。

提案3 賛成意見が多数を占めたが、受益者が帳簿等の閲覧等請求をする場合の理由の明示という要件は不要であるとの反対意見も2件みられた。また、(注2)の閲覧等請求権の対象となる書類の限定については、支持する見解と支持しない見解が各4件の同数であった。

第2-4 受益者名簿作成義務について

賛成意見が多数を占めたが、受益者の名簿の作成は強行的に義務づけられるべきものであるとの反対意見も3件みられた。

第2-5 受託者の損失てん補責任等について

賛成意見が大多数を占めた。

第2-6 損失てん補責任等に関する消滅時効等について

各提案につき賛成意見が多数を占めた。

第2-7 法人役員の連帯責任について

賛成意見が大多数を占めた。(注)に関しては、理事等に対して連帯責任を課すことに賛成の見解と反対の見解が各4件の同数であった。

第28 受託者の違法行為の差止請求権について
賛成意見が大多数を占めた。

第29 検査役選任請求権について
賛成意見が大多数を占めた。

第30 受託者の権限の範囲について
賛成意見が大多数を占めた。

第31 受託者の権限違反行為について

提案1 賛成意見が大多数を占めたが、信託財産への権利の設定又は移転が行われた場合で、当該行為が信託財産のためにされたものであることを相手方が重過失により知らなかった場合も、受益者は当該行為を取り消し得るものとすべき等の反対意見も5件みられた。

提案2 賛成意見が大多数を占めた。

提案3 (注2)とあわせて、期間が短すぎる等の反対意見が9件みられた。また、(注1)に関しては、受益者が立証責任を負うべきとする見解が5件、相手方が立証責任を負うべきとする見解が4件であった。

第32 費用等の補償請求権について

提案1 提案を支持する意見が多数であったが、(4)の優先権の定めにつき、権利関係が複雑となることを理由に反対する意見が2件みられた。

提案2 受託者は、受益者からも補償を受ける権利を有するとする【甲案】を支持する意見と、受益者は、費用の補償につき責任を負わないものとするが、受託者と受益者との間で個別に費用の補償の合意をすることを妨げないとする【乙案】を支持する意見とが、各12件の同数であった。

提案3～5 賛成意見が大多数であった。

第33 報酬請求権について

提案1 賛成意見が大多数であった。

提案2 (2)については、受託者は、信託行為に定めがある場合には、受益者から信託報酬を受けることができるとする【甲案】を支持する意見が7件、受託者は、信託行為の定めにより当然に受益者から信託報酬を受けることができるものとはしないが、受託者と受益者との間で個別に報酬の負担の合意をすることを妨げないとする【乙案】を支持する意見が10件であった。

(1)・(3)・(4)については、賛成意見が大多数であった。

第34 受託者が複数の信託に関する規律について
賛成意見が多数を占めた。

第35 受託者の職務の引受けについて

賛成意見が大多数であった。

第36 合併又は会社分割による受託者の変更について

賛成意見が大多数を占めたが、受益債権について会社法上の債権者保護手続の対象とはしない点等に反対する意見も2件みられた(提案1・2とも)。

第37 受託者の解任及び辞任について

提案1 賛成意見が大多数を占めたが、多数の一般投資家を対象としている金融商品の場合には、一部の受益者だけによる受託者の解任の可能性は回避すべきである等の反対意見も4件みられた。

提案2 賛成意見が大多数を占めた。

第38 解任及び辞任以外の受託者の任務終了事由について

賛成意見が多数を占めた。

第39 前受託者等の義務等について

各提案とも賛成意見が大多数を占めた。

第40 受託者の選任について

提案1 賛成意見が大多数を占めたが、受託者の選任に関しては裁判所が関与すべきとする反対意見も1件みられた。

提案2 賛成意見が大多数を占めた。

第41 受託者の交代に伴う法律関係について

現行法上不明確な点を明示的にすることを評価するものなど総じて賛成意見であった。

第42 信託財産管理人について

提案1～3については、これを支持する意見が大多数を占めた。

受益者・受益権関係

第43 受益者の利益の享受について

賛成意見が多数を占めたが、信託行為の定めによる例外を認めるべきではないとする反対意見も1件みられた(提案1・2とも)。

第44 信託管理人等について

提案1 賛成意見が多数を占めたが、受益者の一部が不特定又は未存在の場合にも、当該不特定又は未存在の受益者のための信託管理人を選任することを認めるべき

との反対意見も1件みられた。

提案2 賛成意見が多数を占めたが、信託行為の定めによる受託者監督人の制度は、受益者代理に包含され得ることになるから不要であるとの反対意見も1件みられた。

提案3 賛成意見が多数を占めたが、受益者代理に授權された範囲の事項については、受益者本人の権利行使は許されないものとするべき等の反対意見も2件みられた。

第45 信託行為の定めによる受益者の権利の制限について

提案を支持する意見が多数を占めたが、別表番号30ないし32の権利について信託行為による制限を認めること等に対する反対意見も6件みられた。

第46 受益権取得請求権について

強行規定とすることについては、賛成意見が11件、反対意見が6件であった。

受益権取得請求が認められる要件等については、提案に賛成する意見が6件、a項とe項について定義が不明確であるので削除するか定義の明確化を図る必要があるとするなどの反対意見が4件みられた。

第47 受益者が複数の場合の意思決定方法について

賛成意見が大多数を占めたが、受益者の合意を要する事項のうち、一定の場合には特別決議とするなど、一定の限定を設けるべきである等の反対意見も2件みられた。

第48 受益権の譲渡について

提案1・2 賛成意見が多数を占めた。

提案3 賛成意見が多数を占めたが、受益権の基本は債権と考えられるから、異議を留めない承諾には、債権譲渡の場合と同じ効力を付与すべきであるとする反対意見も2件みられた。

第49 受益権の放棄について

提案1 【甲案】を支持する意見が3件、【乙案】を支持する意見が6件であった。

提案2 賛成意見が多数を占めたが、放棄できるか否かは、受益権の負担のあるなしでなく、受益者が第三者か委託者かで区別すべきであるとの反対意見も1件みられた。

第50 受益債権についての物的有限責任について

賛成意見が多数を占めた。

第51 受益債権と信託債権との優先劣後関係について

受益債権は信託債権に劣後するとする【甲案】を支持する意見が14件、受益債権と信託債権は同順位とする【乙案】を支持する意見が5件であった。

その他、有限責任信託は甲案、一般の信託は乙案とする見解や、実質的な優先劣後

関係のみを問題とすべきであるとする見解，また，各案を支持する見解があったため意見の一致をみなかったとする団体も複数あった。

第5 2 受益債権等の消滅時効等について

賛成意見が多数を占めた。

委託者関係

第5 3 私益信託における委託者の権利義務等について

提案1 賛成意見が大多数を占めたが，原則として従来どおりの権限を残し，信託行為の定めにより指定の権利以外は付与しないことができるとすべきとの反対意見も1件みられた。

提案2 賛成意見が大多数を占めたが，信託行為に定めた方法によって委託者の地位を移転できるとする余地を明文で認めるべきとの意見等もみられた。

信託の変更関係

第5 4 信託の変更について

提案1・2 賛成意見が大多数を占めた。

提案3 賛成意見が多数であったが，受益者が有する単独受益者権や受益権取得請求権等により受益者の権利保障が図られているから，別段の定めの内容に制限を設ける必要はないとする意見と，基本的に信託行為に別段の定めを置くことは許容するものの，その範囲には一定の制限があるとする意見との双方が見られた。

提案4 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情によって信託財産の管理方法が信託の目的に適合しなくなることとなったときは，委託者，受益者又は受託者は，その変更を裁判所に請求することができるものとする【甲案】を支持する意見と，信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情が生じた場合においては，委託者，受益者又は受託者は，信託財産の管理方法の変更に限定することなく，より広い範囲の信託の変更を裁判所に請求することができるものとする【乙案】を支持する意見とが，各7件の同数であった。

第5 5 信託の併合（仮称）について

賛成意見が大多数を占めたが，裁判所に対する請求により信託の併合を行い得るとする点等に関する反対意見も3件みられた。

第5 6 信託の分割（仮称）について

賛成意見が多数を占めたが，裁判所に対する請求により信託の分割を行い得るとする点等に関する反対意見も3件みられた。

信託の終了関係

第57 信託の終了事由等について

提案1 賛成意見が多数を占めたが、終了事由のcに関して、不明確な定めであることなどを理由に反対する意見も3件みられた。

提案2 賛成意見が大多数であった。

第58 信託の清算について

賛成意見が大多数であった。

第59 信託財産の破産に関する規律の整備について

賛成意見が大多数であったが、反対意見も1件みられた。注書の信託財産の破産に関する規律を一般の信託についても整備するかどうかについては、賛成意見と反対意見が各5件の同数であった。

いわゆる民事信託を主として念頭に置いた規律関係

第60～第64全般について、遺留分等相続法の公序の潜脱という観点から問題があると思われるので、再考することを期待するとの意見が1件あった。

第60 受益者を指定又は変更する権利について

賛成意見が多数を占めたが、提案2と提案4について反対意見が各1件みられた。

第61 遺言代用の信託における第60の特則について

賛成意見が多数を占めたが、現行相続法体系及び実務との整合性に強い疑問があるとするなどの反対意見が2件、注書に対する反対意見が1件みられた。

第62 いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続について

有効性を認める見解が多数を占めたが、わが国の相続制度との理論的整合性を図る必要があることなどを理由に、慎重に対応すべきとする見解も3件あった。ただし、有効性を認める見解の中でも、期間の制限を設けるべきとの留保意見も複数みられた。

第63 遺言信託について

提案1 賛成意見が多数を占めたが、遺言信託は許容すべきでないとの反対意見も1件あった。

提案2 相続人は、委託者としての権利義務を有するとする【甲案】を支持する意見と、相続人は、委託者としての権利義務を有しないものとする【乙案】を支持する意見とが同数（各8件）であった。

提案3 賛成意見が多数を占めた。

第64 契約による私益信託における委託者の相続人の権利義務について

委託者の相続人は、委託者が有していた信託法上の権利義務を相続により承継する

ものとする【甲案】を支持する意見が10件，委託者の相続人は，委託者が有していた信託法上の権利義務を相続により承継しないものとする【乙案】を支持する意見が6件であった。

いわゆる商事信託を主として念頭に置いた規律関係

第65 営業信託の商行為性について
賛成意見が多数を占めた。

第66 有限責任信託（仮称）について

受託者の有限責任性を原則とする新たな信託の類型として，有限責任信託（仮称）を創設するものとする【甲案】を支持する意見が35件と大多数を占め，受託者の有限責任性を原則とする新たな信託の類型を創設しないものとする【乙案】を支持する意見は4件であった。

第67 受益権の有価証券化について

賛成意見が大多数を占めたが，受益証券の発行を一般法たる信託法によって認める必要はなく，必要に応じて，信託業法，資産の流動化に関する法律等によって手当てをするべきであるとの反対意見等も3件みられた。また，受益権を振替制度の対象とすること（注3），信託財産のみを引当財産とする債券を発行すること（注4）についても，これを支持する意見が大多数を占めた。

特殊な類型の信託関係

第68 いわゆる信託宣言について

委託者と受託者が同一である信託を設定することはできないものとするが，対象となる財産が自らを受託者とする他の信託の信託財産である場合にあっては，この限りでないものとする【甲案】を支持する意見が8件，委託者と受託者が同一である信託を設定することについては，特段の制限を設けないものとする【乙案】を支持する意見が29件，一定の要件の下，委託者と受託者が同一である信託を設定することを許容するものとする【丙案】を支持する意見が10件であった。

第69 いわゆる目的信託について

受益者を確定し得ない信託（いわゆる目的信託）は，公益信託を除き，有効に成立しないものとする【甲案】を支持する意見が10件，目的信託は有効に成立するものとするが，公益信託以外の信託であって受益者が確定されないものは，効力の発生の日から起算して一定の期間を超えて存続してはならないものとする【乙案】を支持する意見が15件であった。

第70 公益信託について

主務官庁制の廃止に賛成の意見が10件，主務官庁制を残した方がよいとの意見が1件であった。その他，公益信託の改正に関する具体的な提言等も寄せられた。

以上